

五監公告第9号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年3月4日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

環境保全課

3. 監査の期間

平成27年12月25日～平成28年1月26日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 管理備品における特定計量器について、法令で定められた検定の有効期間が経過したのが見受けられる。適正な管理に努められたい。	検定の対象となる特定計量器については、計量法及び同法施行令に基づいた適正な管理に努めてまいります。
② 補助金関係事務について、申請書や交付決定通知書等の一連の手続きにおいて日付や完了年月日等に整合性がとれていない事例が多数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	環境保全課全職員に事務処理規則等を遵守するとともに書類の不備が無いよう再確認するように周知いたしました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。
③ 業務委託契約書の記載内容の一部不備が散見される。適正な事務処理に努められたい。	確認不足による書類の不備がありました。今後は、確認を徹底し、契約事務規則に基づいた適正な事務処理に努めてまいります。
④ 支出伝票と発注書や見積書の日付、金額等に整合性がとれていない事例が散見される。適正な事務処理に努められたい。	環境保全課全職員に事務処理規則等を遵守するとともに書類の不備が無いよう再確認するように周知いたしました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。